

管理 No.	N003
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署: 設計工務部給排水課

(管理係 / 内線: 252)

根拠区分	法律 条例	
許認可等の名称	給水装置工事事業者の指定	
処分権者	水道事業者(公営企業管理者)	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	水道法 (昭和32年法律第177号)
	根拠規定条項	第16条の2、第25条の3第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	水道法施行規則 (昭和32年厚生省令第45号)
	基準規定条項	第18条第2項、第20条
	審査基準	(指定の申請) 第十八条 法第二十五条の二第二項の申請書は、様式第一によるものとする。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 法第二十五条の三第一項第三号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 二 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し 3 前項第一号の書類は、様式第二によるものとする。 (厚生労働省令で定める機械器具) 第二十条 法第二十五条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。 一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 四 水圧テストポンプ
標準処理期間 (経由機関の日数)	5日間	
本票の作成日	平成29年 1月10日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	